

平成 27 年度 EC カフェにかかる EC カタリスト規約

申込に際しては、以下の規約に同意したものとします

1. EC カフェサポート事務局

ここで述べる EC カフェサポート事務局（以下、事務局）とは、中小企業基盤整備機構（以降、「機構」という）販路支援部ならびに EC カフェの運営・管理のために機構によって設置された機構の代理人（委託・請負機関、専門家等）によって構成される組織を指します。

2. 申込及び本規約の効力の発生

所定の申込書に必要事項を記載し事務局へ提出することによって、申込者として受け付けます。申込書が事務局で受理された時点で、申込者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が EC カタリストを決定し、審査結果を申込者へ通知します。ただし、審査内容等については公表いたしません。

なお、事務局が EC カタリストとして適当でないと判断した場合、審査による決定通知後であっても、事務局は拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で生じた EC カタリスト及び関係者の損害は補償いたしません。

3. 辞退

決定通知を受け取った後、やむを得ない事情により辞退する場合、EC カタリストは書面にてその理由を事務局へ提出してください。

4. 事務局の役割

EC カフェにあたって事務局の役割は以下のとおりです。

- ① EC カタリストの育成・サポートに関すること
- ② EC カフェ運営支援
- ③ EC カフェ用の教材の作成・提供
- ④ EC 関連の情報提供

5. 本事業の運営

事務局は本事業の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。

EC カタリストが「規約」ならびにその他マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、事務局はその者の登録を解除させることができます。その際に生じた関

係者の損害については補償しません。

6. 免責

EC カフェを通じて出会った中小企業、個人、団体等との商談や事業活動等については、EC カタリストの責任において行ってください。事務局は、これらの活動によって生じた損害等について一切責任を負いません。

7. 補償

EC カタリストが、EC カフェを通じて出会った者等に損害を与えた場合、その補償は EC カタリストの責任において行うものとし、事務局は一切責任を負いません。事務局は、天災地変等のやむを得ない理由で EC カフェの全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた EC カタリスト及び関係者の損害については保障いたしません。

8. 法的保護等

EC カフェにおけるアイデア・ノウハウの模倣等に関するトラブル等について、事務局は一切の責任を負いません。競合他社に知られたくない情報の保護や特別なノウハウ等についての法的保護（産業財産権等の手続き等）については、参加者の責任において対応するものとします。

10. 公序良俗に反するサービスの紹介・画像の掲載等

公序良俗に反するサービスの紹介や画像等、事務局が不適切と判断した情報については、掲載を禁止します。

11. 報告書の提出

定期的に中小機構が実施する EC カフェの成果に関する調査についてご協力頂きます。

12. 反社会的勢力の排除

EC カタリストは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約することとします。なお、事務局は、申込者及びその代理人が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、申込の拒否、及び登録の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる

とき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

また、事務局は、EC カタリスト及びその代理人が自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、申込の拒否、登録の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

事務局、又は EC カタリスト（申込者を含む）及びその代理人（以下、解除者という）が上記規定により申込の拒否、及び登録の取り消しを行った場合、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

13. 募集要項及び規約の承認

EC カタリストは、募集要項に記載された全事項及び本規約を承認したものといたします。事務局と EC カタリスト、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、日本国内の裁判所に裁定を委ねます。

14. 個人情報の取り扱い

申込書に記載した情報は適切に管理いたします。なお、本事業の運営及び、機構が開催・協力するイベント等の案内・照会のために利用する場合があります。

個人情報管理者：

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課参事（海外展開支援・BtoC 統括）

T E L : 03-3433-8811（代表）